

安芸広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行細則

(令和6年2月28日 規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び安芸広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行条例（令和6年条例第1号。以下「条例」という。）を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(目的外利用の手続)

第2条 法69条第1項又は第2項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報の利用（既に利用目的以外の目的のために利用している場合における利用内容の変更を含む。以下「目的外利用」という。）をしようとするときは当該保有個人情報を利用しようとする事務局等（以下「利用局」という。）の長（以下「利用局長」という。）は、保有個人情報目的外利用申請書（様式第1号）を所管局等の長（以下「所管局長」という。）に提出しなければならない。

2 所管局長は、目的外利用の可否を決定したときは、保有個人情報目的外利用可否決定通知書（様式第2号）により、利用局長に通知しなければならない。

3 法第69条第1項又は第2項の規定により目的外利用をした場合は、利用局長が目的外利用記録票（様式第3号）に記録するものとする。この場合において、利用局長は、当該目的外利用記録票を所管局長に提出しなければならない。

4 前3項の規定は、他の実施機関の保有個人情報について目的外利用をする場合及び他の実施機関に管理者の保有個人情報について目的外利用をさせる場合に準用する。

(目的外提供の手続)

第3条 法第69条第1項又は第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報の提供（既に利用目的以外の目的のために提供している場合における提供内容等の変更を含む。以下「外部提供」という。）をしようとするときは、所管局長は、当該外部提供先に対し、必要に応じ次の各号に掲げる事項について調査しなければならない。

- (1) 外部提供に係る保有個人情報の内容又は項目
- (2) 外部提供先の利用目的及び収集についての根拠法令等
- (3) 保有個人情報の記録形態
- (4) 保有個人情報の管理方法
- (5) 利用開始年月日
- (6) 利用終了年月日

2 所管局長は、外部提供をする旨を決定したときは、次の各号に掲げる事項について、必

要に応じ、当該外部提供先に対して確認を求め、又は指示しなければならない。

- (1) 保有個人情報の漏えい防止及び事故防止に関すること。
- (2) 保有個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止に関すること。
- (3) 保有個人情報の複写及び複製に関すること。
- (4) 保有個人情報の送信に関すること。
- (5) 保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバ内に内蔵されているものを含む。）の外部への送付又は持ち出しに関すること。
- (6) 保有個人情報の利用の停止に関すること。
- (7) 保有個人情報の返還義務又は廃棄義務に関すること。
- (8) その他保有個人情報の保護に関し必要と認めること。
- (9) 前各号に違反した場合は、外部提供を中止するとともに当該保有個人情報を直ちに返還すること。

3 法第 69 条第 1 項又は第 2 項の規定により外部提供をしたときは、所管局長が外部提供記録票（様式第 4 号）に記録しなければならない。

（写しの交付に要する費用）

第 4 条 条例第 4 条第 2 項に規定する保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成及び送付に要する費用は、次のとおりとする。

(1) 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成に要する費用は、次のとおりとする。

ア 乾式複写機による写し又は電磁的記録を用紙に出力したもの（白黒で日本産業規格 A 列 3 番の大きさまで） 1 枚につき 10 円

イ 乾式複写機による写し又は電磁的記録を用紙に出力したもの（多色刷りで日本産業規格 A 列 3 番の大きさまで） 1 枚につき 20 円

ウ 電磁的記録を光ディスクに複写したもの 1 枚につき 100 円

エ その他の写し 管理者が別に定める額

(2) 前号において、地方公共団体等行政文書が両面である場合は、その写しは片面ずつ（用紙 2 枚）として交付し、地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるものが両面での交付を希望する場合（地方公共団体等行政文書が片面である場合において、両面にして交付するときを含む。）は、両面で交付することができる。ただし、両面での写しの交付に要する費用については、用紙 1 枚として計算する。

(3) 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの送付に要する費用は、郵送に要する実費とする。

2 前項に定める費用は、前納とする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第 5 条 令第 28 条第 4 項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手

(2) 現金により納付する方法

(運用状況の公表)

第6条 条例第8条の規定による運用状況の公表は、毎年6月1日までに、次の各号に掲げる事項について、毎年度の運用状況を取りまとめて行うものとする。

(1) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求の状況

(2) 保有個人情報に関する苦情、相談の状況

(3) 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する処理の状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める事項

2 前項の公表は、ホームページへの掲載等により行うものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号(第 2 条関係)

保有個人情報目的外利用申請書

第 号
年 月 日

所管局長

利用局長

個人情報の保護に関する法律第 69 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり保有個人情報の目的外利用をしたいので、安芸広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行細則第 2 条第 1 項の規定により申請します。

1 利用局の事務名	
2 利用目的	
3 所管局の事務名	
4 利用したい保有個人情報の内容	<input type="checkbox"/> 特定個人情報
5 目的外利用ができる根拠又は理由	<input type="checkbox"/> 法令に基づく場合 法令の名称及び条項 ()
	<input type="checkbox"/> 個人情報保護法第 69 条第 2 項第 号を適用
	法第 69 条第 2 項第 2 号を適用する場合にあってはその理由
6 利用局での記録形態等	<input type="checkbox"/> 文書類 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他 ()
7 利用開始年月日	年 月 日(予定)
8 利用終了年月日	年 月 日(予定) <input type="checkbox"/> 未 定
9 利用局担当者等	係名 担当者名

様式第2号(第2条関係)

保有個人情報目的外利用可否決定通知書

第 号
年 月 日

利用局長

所管局長

年 月 日付け 第 号で申請のありました保有個人情報の目的外利用につきましては、次のとおり決定したので、安芸広域市町村圏事務組合個人情報保護法施行細則第2条第2項の規定により通知します。

1 決定内容	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部可 <input type="checkbox"/> 不可		
2 所管局の事務名			
3 利用する保有個人情報の内容	<input type="checkbox"/> 特定個人情報		
4 利用目的			
5 利用の条件又は不承認の理由			
6 所管局担当者	係名		担当者名
7 備考			

様式第 3 号(第 2 条関係)

目 的 外 利 用 記 録 票

年 月 日

1 利用局			
2 利用局の事務名			
3 所管局			
4 所管局の事務名			
5 目的外利用した保有個人情報の項目	<input type="checkbox"/> 特定個人情報		
6 目的外利用ができる根拠又は理由	<input type="checkbox"/> 法令に基づく場合 法令の名称及び条項 ()		
	<input type="checkbox"/> 個人情報保護法第 69 条第 2 項第 号を適用		
	法第 69 条第 2 項第 2 号を適用する場合にあってはその理由		
7 利用局での記録形態等	<input type="checkbox"/> 文書類 <input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> その他 ()		
8 利用開始年月日	年 月 日		
9 利用終了年月日	年 月 日(予定) <input type="checkbox"/> 未 定		
10 利用局担当者等	係名		担当者名

様式第4号(第3条関係)

外部提供記録票

年 月 日

1 所管局	
2 所管局の事務名	
3 外部提供先	
4 外部提供をした保有個人情報の内容又は項目	
5 外部提供ができる根拠又は理由	<input type="checkbox"/> 法令に基づく場合 法令の名称及び条項 ()
	<input type="checkbox"/> 個人情報保護法第69条第2項第 号を適用
	法第69条第2項第3号又は第4号を適用する場合にあってはその理由
6 外部提供開始年月日	年 月 日
7 外部提供終了年月日	年 月 日(予定) <input type="checkbox"/> 未 定
8 備考	